

# 『大磯町パートナーシップ宣誓制度』 を開始します！

一人ひとりが性の多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会をめざすため、4月1日から「大磯町パートナーシップ宣誓制度」を開始します。



## パートナーシップ宣誓制度とは

この制度は、性的マイノリティの方や様々な事情から婚姻制度を利用できずに、悩みや生きづらさを抱えているカップルを対象に、町がその事実を認め「パートナーシップ宣誓証明書」を交付するものです。宣誓には事前予約が必要です。要件等の詳細は町ホームページをご覧ください。

## 宣誓に必要なもの

- (1) パートナーシップ宣誓書
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (3) 戸籍謄本や、現に婚姻をしていないことを証明する書類
- (4) マイナンバーカードやパスポート、運転免許証など、本人確認ができるもの

## 宣誓要件

- 以下のいずれにも該当する方
- (1) 民法第4条に規定する成年に達していること（満18歳以上）
  - (2) 町内在住の方、またはパートナーのどちらかが町内に住所があり、相手方が3か月以内に町内への転入を予定していること。
  - (3) 現に婚姻していないこと。
  - (4) 宣誓をしようとする相手以外の方とパートナーシップにないこと。
  - (5) 宣誓をしようとする方同士が民法の規定により婚姻をすることができないとされる方（近親者、養親・養子間）でないこと。

## 宣誓制度の流れ

- (1) 申請の日時を予約
- (2) お二人そろって来庁し、職員の前でパートナーシップ宣誓書を記入、必要書類を提出
- (3) 町から「パートナーシップ宣誓証明書」を交付

☎町民課 ☎内線237

☎町民課

☎内線237



**横断するときには手を挙げて！**  
マスクを着用していることにより、ドライバーが歩行者の表情を読み取ることができず、交通事故を発生させてしまう恐れがあります。  
横断歩道を渡るときは、手を挙げるなど、道路を渡る意思表示を明確にし、車を運転する際も、歩行者や周りの状況に注意深く確認しましょう。

**春の全国交通安全運動実施  
4月6日(水)から15日(金)**  
春は暖かくなり、外出する機会も多くなるとともに、ピカピカの帽子やランドセルを身につけた新入園児・新入学児童が通園・通学を始める季節でもあります。  
「安全は心と時間のゆとりから」をスローガンに、園児・児童のお手本となるよう交通マナーを守り、交通事故を未然に防ぎましょう。

